

特定震災特例経営強化指導計画の
履行状況報告書
【相双信用組合】



平成25年6月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに

1. 経営指導の進捗状況 1
 - (1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導
 - (2) 被災債権の管理及び回収に関する指導
2. 経営指導体制の強化の進捗状況 6
3. 経営指導のための施策の進捗状況 6
 - (1) 経営強化計画の進捗管理
 - (2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング
 - (3) 監査機構による検証・助言
 - (4) 経営強化計画の実施に必要な措置

【はじめに】

当会では、相双信用組合が、東日本大震災により深刻な打撃を受けた相馬市をはじめ、南相馬市、いわき市、相馬郡、双葉郡などの被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、相双信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

当会といたしましては、こうした資本増強により、相双信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、相双信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行っていくこととしております。

1. 経営指導の進捗状況

(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

当会では、被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、月次でヒアリングを実施するなど、相双信用組合が金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき策定した特定震災特例経営強化計画(以下「経営強化計画」という。)に掲げた各施策の実施状況及び実績を把握するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

具体的には、理事長をはじめとする経営陣及び各施策の統括管理を行う経営改善支援委員会のメンバーを対象としたヒアリングを実施し(平成25年5月末までに16回実施)、経営強化計画の「進捗管理表」等の各種資料に基づき同計画の実施状況を確認するとともに、当該実施状況を踏まえた課題や問題点の把握に努めております。

① 相談機能の強化等に関する方策への指導

相双信用組合では、被災されたお取引先からの相談等に適切に対応するために、平成24年5月まで夜間融資相談会、同年6月以降は休日融資相談会を開催するほか、営業エリア外である会津若松市、二本松市、いわき市に相談所を設置するなど、相談機能の強化を図り、適切かつ迅速な相談対応を行っております。

また、平成24年10月に、相馬市西部に「相馬西支店」を開設したほか、当信用組合の営業エリアから避難された方々が多く居住する、いわき市において平成25年3月に相談所を支店に昇格させ、金融サービスの向上に努めております。

さらに、宮城県亘理町での支店開設(平成25年7月オープン予定)について準備を進めており、これまで以上に被災されたお取引先の安定かつ円滑な資金供給を図ることとしております。

当会では、スムーズに支店開設がなされるよう必要な手続きについて助言を行っております。

また、上記の月次ヒアリングにより、各種相談の受付状況及び相談への対応状況などを確認し、こうした相談機能の充実状況や積極的な取組みが継続されているかについて、融資相談会の開催や相談所等での相談受付状況及び相談への対応状況等の検証を実施しております。

相談所(いわき支店を含む)での相談件数は、平成25年5月末現在、延べ1,463件に達し、受付けた相談による条件変更実績は、平成25年5月末現在、事業性資金について196件7,107百万円、住宅資金については122件1,498百万円となっております。

これらのことから、相談機能の強化等にかかる諸施策については、着実に取

り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

② 震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体等への支援に関する方策への指導

相双信用組合では、被災地のお取引先からの資金ニーズの把握に努め、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、新商品の開発に継続して取り組んでおります。また、当信用組合は信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して推進しており、格付に基づき信用枠を設けるなど、担保又は保証に依存しない融資を実践しております。加えて、地方公共団体の資金需要に積極的かつ十分に応えるとともに、各種復興事業に参加する民間企業への信用供与を通じ、円滑な資金供給を行うこととしております。



【事業者向けローン】

- ・SSサポートプラスワン : 120件 249百万円実行
- ・事業者カードローン : 34件 40百万円実行
- ・ふくしま復興特別資金 : 45件 506百万円実行
- ・そうしん復興特別資金 : 41件 1,353百万円実行
- ・復興アパートローン : 65件 3,713百万円実行

津波による自宅等被害を受けた方々のアパートの需要や、復興事業者の宿泊施設需要が多く、南相馬市以北の福島県内や宮城県営業エリアのアパート建設資金として提供中。

地方公共団体の資金需要につきましては、平成24年度は5件の入札があり、3件21百万円の資金調達に応じたほか、各種復興事業に参加する民間企業への円滑な資金供与を行っております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、被災者向け商品の取扱状況や地方公共団体等の外部機関との連携状況等を確認し、地域の復興のための信用供与にかかる取組みについて検証しております。

震災復興に向けた新商品の提供や外部機関との連携強化による諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

相双信用組合では、被災したお取引先の事業再生に資するため、定量面に加え、経営者の意欲等の定性面の実態把握により、早期の事業再生に向けた取組方針を策定する態勢を構築するほか、顧問契約を結んでいる中小企業診断士(支援先30先)や、経済産業省の「中小企業支援ネットワーク強化事業」を活用した専門家(同4先)、さらに独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家(同

2先)を派遣して、国、県の補助金や、融資の申請手続き支援のほか、経営改善計画書の作成支援を実施しております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、お取引先の事業再生・事業承継に向けた支援の状況把握を行うとともに、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組みを適切にサポートすべく、平成24年11月に、全信中協との共催により、(独)中小企業基盤整備機構の職員を講師とした会員組合担当者向けの「東北地区事業承継研修会」を開催しており、当信用組合もこれに2名が参加しております。

また、平成25年4月に、有限責任監査法人トーマツ及びいわき信用組合より講師を迎え、資本金借入金の基礎と戦略的活用法やDDS取組事例発表等、会員組合担当者向けの「資本金借入金研修会」を開催しました。

当信用組合はこれに2名が参加し、今後、DDS等お客様の事業規模、財務状況に応じた様々な手法による再生支援を検討するなど、被災地における事業再生支援に資する態勢の充実を図っております。

「資本金借入金研修会」の様相



(開催地：全信組連仙台支店)

さらに、お取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等を提供しており、引き続き、お取引先の事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

④ その他の施策に関する指導

相双信用組合では、宮城県南部に避難されている方々への手厚いサポートが可能となることなどから、同地域へ営業エリアを拡大いたしました。

同地域におきましては、平成25年7月の開設に向け、平成25年3月、新地支

店内に「亘理支店開設準備室」を設置し、現在4名により同地区の融資推進及び預金推進を図っております。

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合（本店所在地：宮城県柴田郡大河原町）と、平成25年3月に対等合併することで基本合意をし、平成25年11月の合併を目途に現在準備を進めております。

当会では、当該活動状況を含め、当信用組合が策定した各施策が継続的かつ積極的に実施されているかについて、上記の月次ヒアリングにより検証しております。

震災からの復興に向けた取組みについては、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、指導・助言を行うとともに、合併手続きについてもサポートを進めてまいります。

（2）被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう、上記の月次ヒアリングにより、取組状況を確認するとともに、時系列での債権管理を可能とする仕組みの構築や被災者への新たな金融支援の実施管理に向けた指導・助言を行っております。

① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期毎に実績報告を受けることとしており、平成25年3月末時点における被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行っております。

② 被災信用供与先への対応等に関する方策への指導

相双信用組合では、営業時間のほか平成24年5月まで夜間相談会、同年6月以降は月2回午前9時から午後5時までの休日融資相談会を開催し、融資相談に応じております。こうした相談を通じて東日本大震災の被災者に対し、弁済自動振替を一時停止したほか、弁済条件の猶予等条件変更の取組みを行うなど、被災者の状況を踏まえた対応を行っております。

その結果、平成23年4月末の延滞発生先数1,330先98億円に対し、平成25年5月末までに事業性資金と住宅資金において318先86億円の条件変更を実施し、併せて消費性ローンの条件変更等にも取り組んだことから、延滞先数は151先31億円まで減少いたしました。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、条件変更等による取扱いの実施状況の把握を行うとともに、被災者の状況に応じて適時・適切な対応が図られているか確認を行っております。

被災信用供与先への対応等にかかる諸施策については、着実に取り組まれて

いるものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的に取られているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 二重ローン問題等への対応に向けた方策への指導

相双信用組合では、今般の震災及び原発事故の影響による二重ローン問題等への対応として、中小企業再生支援協議会等との連携、事業再生ファンド等の活用、私的整理ガイドラインに基づく債務整理等への相談などの取組みを進めており、平成25年6月末までに、当信用組合から7件の相談案件を持ち込み、持ち込んだ相談案件のうち2件については、福島産業復興機構において、債権買取に向けて協議しております（うち1件は支援決定済）。また、1件については(株)東日本大震災事業者再生支援機構において、債権買取に向けて協議しております。

今後におきましても、営業店と本部が一体となって同センターとの連携を図り、両機構の活用可能性が見込まれる先としてリストアップしたお客様(平成25年6月末現在7先)の状況に応じた支援を行ってまいります。

さらに、平成24年9月に同協議会から講師を招き勉強会の実施後、同協議会と協働した事業再生支援の取組みの中で、平成25年2月に東京電力福島第一原子力発電所の事故による旧緊急時避難準備区域のお客様について、同協議会を活用した事業再生の支援を1先実施しております。

また、個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、平成25年6月末時点で、1件の弁済計画案が提出され、再度改善後の弁済計画案が平成25年7月初旬に提出される予定です。

さらに、津波による被災地の買い上げ価格が決定している相馬市・新地町において、土地買取りが始まっていることから、対象先のリストを作成し、パンフレットを持参しながら個別訪問により丁寧な説明を心掛けて周知徹底を図っております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、こうした各施策についての取組みが、被災者の個別事情に応じ、適時・適切な対応が図られているかを確認し、今後の活用に向け、各機関とも連携を図っていくよう指導・助言いたしました。

また、当会仙台支店において「東日本大震災事業者再生支援機構」と管内信組との意見交換会を、平成24年度中に2回開催し、活用に向けた取組みを支援しております。

今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、上記の月次ヒアリングにより指導・助言を行ってまいります。

2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理にかかる所管部署を信組支援部とし、本部各部や相双信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携してモニタリングや指導・助言を行うこととしており、平成24年2月以降、平成25年5月末までに、計16回のヒアリングを実施しております。

また、経営強化計画の着実な履行に向け、平成24年7月には、信組支援部(経営指導監理室)に専担者を1名増員し計5名とするなど、指導体制を強化しております。

3. 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、相双信用組合より、平成25年3月末基準の経営強化計画履行状況報告について、平成25年6月に受領し、同報告を精査のうえ、進捗状況等の管理・分析を行いました。

当信用組合が経営強化計画に掲げた主要施策につきましては、着実に実行されているものと認識しております。

(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、相双信用組合から定期的(月次、半期)に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行っております。

ア. 月次モニタリング(有価証券リスク分析)

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証しているほか、月末時点の評価損益を把握し、自己資本(健全性)に与える影響等について検証しております。

また、平成24年10月に「有価証券運用サポート会議」を開催し、当信用組合もこれに参加しております。

さらに平成25年2月に当会資金運用部の職員を講師として有価証券ポートフォリオ分析勉強会を当信用組合にて開催いたしました。

現時点において問題は見受けられないものの、今後も必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

イ. 半期モニタリング(与信リスク管理)

平成25年3月末における大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証しており、そのなかで、被災債権の管理方法等について助言を行っております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析(自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等)にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

なお、平成25年3月期決算にかかる資料については、今年7月の提供を予定しております。

② ヒアリング

経営強化計画の実施状況や被災債権の管理及び回収につきましては、信組支援部・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて信組支援部のコーディネートのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより各種取組みをサポートしております。

ヒアリングは、原則として毎月実施(平成25年5月末までに、計16回実施)し、相双信用組合の役員及び幹部職員とのヒアリングにより経営強化計画の各施策の実施状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

今後も施策の実施状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、ヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

(3) 監査機構による検証・助言

当会は、相双信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施することとしており、平成25年3月に実施しました。

当監査において、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク等の検証を通じて、被災債務者への支援体制の充実や有価証券運用手段・方法等管理態勢強化等経営改善に向けた助言を行っております。

今後も対応状況の確認及び整備改善にかかるフォローをしてまいります。

(4) 経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、相双信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要なと判断される措置を実施することとしております。

① 融資推進、債権管理にかかる情報提供

相双信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理にかかる取組事例を取りまとめ、上記の月次ヒアリング時や電子メール等を活用し、適宜、当信用組合に情報提供しております。

② 事業再生支援へのサポート

上記の月次ヒアリングにより、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組状況の把握を行っているほか、全信中協に協力し、事業再生・事業継続支援への取組強化を目的として、平成24年11月に「事業承継研修会」を共催し、また、平成25年4月には「資本性借入金研修会」を開催し、当信用組合

もこれに参加しております。

今後は、当信用組合からの相談に応じ、事業を再開されたお取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等の提供のほか、近隣の信用組合とのお取引先にかかる情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

③ しんくみ리카バリの活用

相双信用組合の取引先の再生支援に向けての取組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」の活用を検討してまいります。

④ 人材育成にかかる指導・助言

上記の月次ヒアリングにより、人材育成にかかる取組状況の把握を行っており、経営の多様化・高度化に対応した人材育成を目的として、平成24年10月に「有価証券運用サポート会議」、平成25年2月に当会資金運用部の職員を講師として有価証券ポートフォリオ分析勉強会を当信用組合にて開催、平成25年4月に「資本性借入金研修会」を開催するなど人材育成にかかる指導・助言に努めております。

今後も、課題・問題点を把握し、必要に応じて指導・助言を行うほか、コンサルタントや専門家による講習会の開催・斡旋など、組合の要請に応じて必要なサポートを行ってまいります。

⑤ 低利貸付の実施

当会では、被災地の信用組合の支援のために、平成23年6月から日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取扱いを行っており、平成24年度につきましては8月に50億円を実行いたしました。

今後も、当該貸付の実施を通して、相双信用組合が被災されたお客様への積極的な貸出に応じられるよう、サポートしてまいります。

⑥ 当会子会社の保証付低利ローンの提供

相双信用組合の取引先支援に向けた取組みをサポートする観点から、当会子会社である全国しんくみ保証(株)が保証する被災者向け低利ローン「災害復旧ローン」を、当信用組合を通じて提供しており、平成25年5月末現在33件41百万円の取扱実績となっております。

⑦ 当会代理貸付による各種対応

ア. 遅延利息の免除や弁済方法の変更

相双信用組合の被災された取引先に対する金融面での支援をサポートする観点から、取引先が当信用組合を通じて利用している代理貸付について、遅延利息を免除する取扱いを、震災翌日から平成24年3月まで実施いたしました。

今後も、弁済方法変更の申し出について、期間延長や元本返済猶予等を含めて柔軟に対応してまいります。

イ. 特別代理貸付

相双信用組合の被災された取引先に対する積極的な融資推進をサポートする観点から、当会では、通常より低い金利を適用した、「災害復旧資金特別代理貸付」(事業性資金・住宅資金)を平成25年4月まで実施いたしました。

以上